

ホームページ等における表示マークの使用方法等について

表示マークの掲出等について

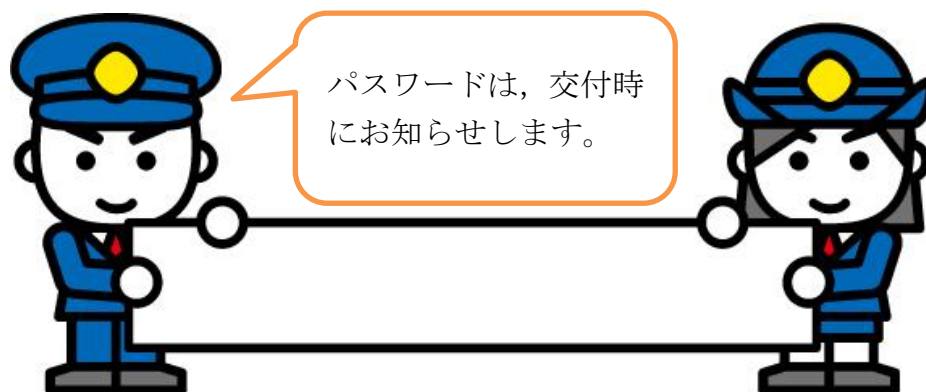
- 1 交付された表示マークをフロントなどに掲出することができます。
また、電子データの表示マークをインターネット上で使用することができます。
- 2 消防局ホームページ上で表示マークの交付を受けた旅館・ホテル等の名称及び住所を掲載させていただきます。

表示マークのダウンロード方法について

表示マークは、総務省消防庁のホームページ上の「防火対象物に係る表示制度の説明用ページ」からダウンロードしたものを使用してください。

総務省消防庁アドレス：http://www.fdma.go.jp/kasai_yobo/hyoujiseido/index.html

ダウンロードする際には、表示マーク交付時にお知らせするパスワードを入力し、ダウンロードしてください。



表示マーク用バナーは、京都市消防局のホームページ上の「防火基準適合表示制度の説明用ページ」からダウンロードしたものを使用してください。

ホームページ等で使用する 電子データ 掲載ホームページ	表示マーク	表示マーク用バナー
消防庁ホームページ		
京都市消防局ホームページ		

【交付事業所における掲載（例）】



〇〇ホテルは、防火基準適合表示制度に基づく表示マークの交付を受けております。

- ・表示マーク交付日：平成26年9月20日
- ・表示マーク有効期間：平成27年9月30日まで
- ・表示マーク交付番号：第1号
- ・交付機関：京都市消防局 〇〇消防署

旅館・ホテルの利用者の方々に対し、より信頼性の高い防火安全情報を提供するため、交付事業所のホームページに表示マークを掲載されるに当たり、京都市消防局のホームページに掲載する交付事業所一覧表をリンク先に指定してください。

※ 注意事項

ダウンロードした表示マークは、サイズの変更を行うことは差し支えありませんが、縦横比率は変更しないでください。

表示マークの返還事由

以下の事由が判明したときには、表示マークの返還を求めることがあります。

- ・表示基準に適合しないことが明らかになったとき。
- ・火災が発生したとき。
- ・管理権原者の変更（相続その他これに類するものを除く。）があったとき。
- ・電子データの表示マークを無断で転用したとき。
- ・増築、模様替え等の工事（工事中の防火管理体制が確立されているものを除く。）をするとき。
- ・その他署長が特に必要であると認めたとき。

※ 上記返還事由（管理権原者の変更によるものを除く）により表示マークを返還した場合は、返還後6箇月以上経過しなければ、交付申請することができません。